

内閣情報調査室に新設される参事官に係る振替財源の取扱い等について

平成25年12月20日

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

下田 隆文

防衛省大臣官房企画評価課長

青柳



内閣情報調査室参事官新設に伴う防衛省から内閣官房への振替財源抛出にあたり、内閣官房内閣情報調査室（以下「内調」という。）及び防衛省は、防衛省からの振替定員の取扱い等に関し、以下のとおり確認する。

- 1 防衛省は企画官（行（一）7級・Ⅱ種）を内閣官房に振り替えることとし、これを財源として、内調は平成26年度に参事官（行（一）8級・Ⅰ種）を新設（平成27年度までの2年間の時限）する。
- 2 防衛省は、平成28年度の組織定員要求を目途として、恒久ポスト化のために必要な財源について検討する。
 - （1）財源抛出が困難な場合には、今般抛出した定員（行（一）7級・Ⅱ種）を内調より防衛省に振り替える（戻す）こととする。
 - （2）防衛省から財源を抛出できる場合に、内調は参事官の格上げ（8級から9級へ）を追求する。

以上